

令和5年7月 農業委員会総会

令和5年7月6日（木）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鵜澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議題	第1号議案 農用地利用集積計画について（1件）
	第2号議案 農地法4条許可申請について（1件）
	第3号議案 農地法5条許可申請について（3件）

5. 専決処理報告 農地法第5条の届出について（3件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年7月6日（木）

- 中村事務局長 ただいまから令和5年7月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 相京会長 本日もお疲れ様です。今月は転用許可申請が4件ありますので慎重審議お願いいたします。改選前最後の総会となりますがよろしく申し上げます。
- 中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。
- 相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、8番 京増孝一委員、1番 綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案3件その他となりますので、よろしく申し上げます。
- 相京議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について、事務局より説明願います。
- 中村事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者・借受者は佐倉市に住所を有する法人です。設定場所は、上岩橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で6,625㎡、利用計画は畑です。本申請地は、先月同一の貸付者・借受者でトウモロコシ栽培のため利用権設定のあった場所の隣接地で、先月の申請地と同一の利用形態ですが、地番が別になっていたことが後から判明したため、追加で申請を行うものです。権利の種類は使用貸借で

す。設定期間は、3年の新規設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 先月申請のあった地番の隣の場所となります。この場所が先月対象外となったため残ってしまって今後どうするか気になっておりましたが、本申請によりトウモロコシ畑一帯で今後の耕作者が決まり利用権の設定がなされ、地元でもほっとしているところです。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1について、説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。申請人は飯積在住者、申請地は飯積の農地2筆で、登記地目は田ですが現況は畑、該当地番の面積は合計で944㎡です。なお、営農型太陽光発電設備のためパネルの脚の部分のみが転用の対象となり、転用面積は944㎡の内0.28㎡となります。パネルの下の作付作物はみょうがです。本申請は、令和2年4月30日付けで許可となった営農型太陽光発電施設設置に係る一時転用について3年の期間が経過したことによる更新申請となります。なお、既に一時転用期限が経過しておりますが、遅れての申請であることについての理由を明記した始末書が既に提出済みとなっております。立地基準ですが、本申請地は農用地区域で、原則的に恒久転用が認められる区域ではありませんが、営農型の太陽光発電施設については、3年の一時転用が認められ、パネルの下部で適正に耕作していると認められれば更新できることになっております。位置につきましては4ページの位置図、5ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については、6ページをご覧ください。転用を行う資力については、既に設置済みの施設の更新のため、新規設置費用は不要となっております。一方で、一時転用期間終了後にパネルを撤去することとなった場合の費用の見積額を超える預貯金残高証明が添付されており、資力につきましては問題ありません。信用性につきましては、過去に農地転用の違反行為がありましたが、現在は是正済みとなっております。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。防災計画については、地権者による見回りを徹底するとのことでした。周辺農地の営農への支障については、本申請地周辺に本申請者以外の者が耕作する農地はなく、また、日照、通風への影響もないことから、特に営農への支障はないと思われまます。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については飯田委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯田農業委員 本申請地でパネルの下での栽培は土の状態が良くなくあまり収穫できていない時期があったようですが、今はなんとかミョウガ・行者にんにく等の作物を栽培しているようです。本申請地は一応手入れされており、地権者がきちんと営農しているようなので、一時転用更新を認め今後の様子を見るという形で許可しても良いのではないかと思います。

相京議長 飯田委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相京議長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相京議長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。譲受人は大阪市に住所を有する法人、譲渡人は茨城県つくばみらい市在住者です。申請地は、墨の農地1筆で、地目は畑、面積は1,060㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。位置については、10ページの位置図、11ページの公図をご覧ください。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。土地利用計画図については、12ページをご覧ください。事業計画については、13・14ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明書が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありませぬ。土地の造成については埋立等を行わず、直接杭を打ち込み設備を設置し、地盤が軟弱な場合碎石で補強とのことです。土地選定理由

挟んで離れた場所なので影響はないものと思われま

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。譲受人は鹿児島市に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋在住者及び横浜市在住者計3名です。申請地は、上岩橋の農地計5筆で、地目は田、面積は合計で2,876㎡です。なお、本申請の5筆について開発許可申請が酒々井町まちづくり課に提出されています。申請理由は、特別養護老人ホーム・デイサービス診療所の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和5年9月1日着工予定、令和6年11月30日完了予定です。位置については16ページの位置図、17ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については18ページ、給排水計画図については19ページをご覧ください。事業計画については、20,21ページをご覧ください。造成計画については、根切りによる開発区域内の土による盛土で整地を行います。土地選定理由は、〇〇地区に〇〇〇〇〇〇〇が竣工し、この地域周辺を医療福祉施設ゾーンとして整備していくことを計画する過程で、本申請地が駅から徒歩圏内で幹線道路が近く立地条件として適していることから選定したとのことです。用水については隣接する町道に水道本管を新設し引き込みます。雨水排水については、敷地内に新設雨水貯留槽を設置し抑制後、水路へ接続放流します。汚水排水については敷地内に汚水枡を設

置し、隣接する町道内の新設汚水本管へ接続放流します。防災計画については、仮囲い・警備員の配置により事故防止に努めるとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、土留めの設置により土砂流出を防止するとともに、日照への影響が極力ないように設計するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については綿貫委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

綿 貫 農 業 委 員 本申請地は5筆に分かれ、地権者が3人おります。〇〇〇〇さんは〇〇歳と高齢、〇〇〇〇さんは親の代が耕作していたが〇〇さん自身は耕作していない、〇〇〇〇さんは遠方在住、と3名とも耕作の意向はありません。本申請地については以前は地権者以外の者が耕作していたことがあるが、本計画が進んでいることもあり、現在は耕作されていません。

相 京 議 長 綿貫委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿 貫 農 業 委 員 この場所は土地改良区の本管が入っているのではないですか。土地改良区と協議はしていますか。

小 坂 推 進 委 員 土地改良区の本管が入っていますが、除外手続きをしていると思います。

鶴 澤 副 主 査 除外申請については既に印旛沼土地改良区から回答があり、転用については差し支えない旨の回答を得ています。

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号3についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号3について説明させていただきます。資料の22ページをご覧ください。当該地区での建売分譲住宅の計画は、全体を1工区から3工区に分けて建設する計画となっており、本申請は3工区の建設に向けての申請となります。2工区については令和4年6月28日付けで農地法5条許可が出た後に着工し完成が近づいているため、この度、3工区の建設に向け本申請書を提出したとのことです。譲受人は八街市に住所を有する法人、譲渡人は酒々井町尾上在住者と成田市在住者の共有者2名です。申請地は、尾上の農地1筆で、地目は畑、面積は3,559㎡です。なお、開発許可申請についても酒々井町まちづくり課に提出されています。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、許可後3年以内に完了の予定です。位置については、23ページの位置図と24ページの公図を参考にいただければと思います。土地利用計画図については25ページ、給排水計画については26ページをご覧ください。事業計画については、27、28ページをご覧ください。造成計画では、盛土条例に該当しない量の土砂を搬入するとともに境界外周にはコンクリートブロックで土留を行うことを予定しています。土地選定理由は、〇〇線〇〇〇駅より徒歩圏であり、周辺に〇〇〇〇公園や小中学校もあり環境もよく静かな場所であることから選定したとのことです。雨水排水は各家庭で雨水浸透貯留槽を設置し浸透させ、オーバーフローは道路側溝へ接続放流します。汚水は、各家庭から新設道路内の新設排水管に接続します。給水は町営の上水道を利用します。防災計画・周辺農地の営農への被害防除対策については、境界外周に土留を施工し土砂の流出がないように配慮します。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については飯田委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

飯 田 農 業 委 員 本申請は3工区の建設に向けた申請で、1工区・2工区とも問題なく譲受人の法人が工事を進めているため、本申請についても問題ないと思います。

相 京 議 長 飯田委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 それではこれから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。第2号議案、第3号議案について申請代理人を呼んでおります。始めに、第2号議案 整理番号1について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 太陽光発電事業手がけている〇〇〇〇〇〇〇〇と申します。よろしくお願います。

相 京 議 長 今、提出されました農地法4条の許可申請について審議しているところです

が、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 本申請は営農型太陽光の更新となります。過去3年間、ミョウガ等の作物を栽培しており、最初は作物があまり収穫できない時期がありましたが、土を変えたり改善を重ね、草刈りの徹底を続ける中で、ある程度の収穫を得られるようになってきました。収穫した作物は〇〇〇さんの〇さんの経営するレストランで使用しておりました。一時転用許可を更新し、今後もさらなる改善を重ね収益増を目指していきたいと思っておりますので、審議のほどよろしくをお願いします。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

相 京 議 長 私から1点指摘させていただきます。今回の一時転用更新が認められた場合、2期目となりますので、過去3年間の経験を生かし、より多くの収穫をパネルの下で得られるよう努力して下さい。

申請代理人 耕作者の〇〇〇さんも日々営農活動をする中で様々な工夫をしておりますので、今回一時転用更新が認められた場合、過去3年間よりは良い結果が得られるものと期待しております。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 整理番号1について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請の譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇様及び譲渡人の〇〇〇様双方の代理人を務めます〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条許可申請 整理番号1について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請における売電の流れとしては、譲受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇から売電許可を持っている〇〇〇〇〇〇〇〇〇が買う形をとります。(〇〇〇〇〇〇〇は本社は〇〇にあり、〇〇にも支社があります。売電については1kwhあたり〇〇円を予定しています。造成計画については、埋立は行わず、地面に杭を2m程度の深さまで刺し、強風等にも耐えられるよう配慮します。

相 京 議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 整理番号2について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請の代理人を務めます〇〇〇〇の〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条許可申請 整理番号2について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請は特別養護老人ホーム・デイサービス施設の建設に向けての申請となります。当方では本申請地付近に既に建設されている〇〇〇〇〇〇〇の建設も手がけています。今回の施設の建設は、酒々井町における本申請地周辺の医療福祉ゾーン整備の一環となります。施設の建設においては、建物の影響で極力日陰ができないよう配慮し、周辺の水田での営農に極力影響が出ないように配慮します。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 職 務 代 理 オープンはいつ頃の予定ですか。

申 請 代 理 人 令和〇年〇〇月〇日を予定しております。

小 坂 推 進 委 員 本申請地は現況は田で、周辺より一段低くなっております。埋立に関して外部から土を持ってくることはないのですか。

申 請 代 理 人 根切りにより、地下の施設を建設するために掘削して残った土で足りる計画となっています。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 続いて、農地法第5条許可申請 整理番号3について申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請の代理人を務めます〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と〇〇と申します。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条許可申請 整理番号3について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請は全体を3工区に分けた計画のうち、3工区10棟の申請となります。計画地内の道路については3工区が完了することで全区画が完了するため、計画地内で全てつながり、その後、〇〇〇〇への帰属を予定しています。盛土は行わず切土を行うため、埋立に関する手続きは不要です。雨水排水については、雨水貯留浸透層を設置し浸透させ、オーバーフローは道路側溝へ接続放流する予定です。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

宮 田 農 業 委 員 こちらの場所での事業は3工区で終了の予定ですか。

申請代理人 現時点では、一連の計画は本申請が最後の予定です。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行いますが、採決については議案ごとに行います。はじめに、第2号議案 農地法第4条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第4条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号2につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第3号議案 農地法第5条許可申請 整理番号3について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号3につきましては許可相当とすることに決定しますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので、意見回答を得た後、県に進達することとします。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

中村事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の29ページをご覧ください。譲受人は東京都千代田区に住所を有する法人、譲渡人は成田市在住者です。届出地は下岩橋の農地1筆で、登記地目は畑、面積は304㎡です。届出理由は、専用住宅の建設です。備考ですが、令和5年5月11日付け、酒農委第5号の1で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、30ページの位置図と31ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく願います。

相 京 議 長 続いて、農地法5条の届出 整理番号2について、事務局より報告願います。

中村事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号2について説明させていただきます。資料の32ページをご覧ください。譲受人は本佐倉在住者、譲渡人は上岩橋在住者です。届出地は上岩橋の農地1筆で、登記地目は田、面積は合計で42㎡です。本申請の地番は隣接する住宅の一部で、住宅のある場所の大部分の登記地目は宅地ですが本申請地の部分だけ登記地目が田のままとなっており所有権移転に支障が生じたため、この度届出を提出し、登記地目を宅地に変更しつつ所有権移転しようとするものです。備考ですが、令和5年5月11日付け、酒農委第5号の2で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、33ページの位置図と34ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

相 京 議 長 続いて、農地法5条の届出 整理番号3について、事務局より報告願います。

中村事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号3について説明させていただきます。資料の35ページをご覧ください。譲受人は成田市在住者、譲渡人は佐倉市に住所を有する法人です。届出地は下岩橋の農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計で121.68㎡です。届出理由は、専用住宅の建設です。備考ですが、令和5年6月19日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、36ページの位置図と37ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局より説明をお願いします。

(耕作放棄地調査について)

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に次回総会の日程ですが、先日お伝えしたとおり、改選後の初総会を7月20日の木曜日を予定しております。8月の通常の総会について、事務局案がありましたらお願いします。

中村事務局長 8月8日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、8月の総会を8日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、改選後の初総会を7月20日の木曜日、続いて8月の総会を8日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村事務局長 それでは、これで7月の総会を閉会いたします。